

住宅用火災警報器取付け支援実施要領

1. 目的

住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者であることから、住宅用火災警報器の取付け、取替えをすることが困難な65歳以上の世帯等に対して設置及び交換を促進することで、住宅防火対策を強化することを目的とする。

2. 支援対象

市内に居住している65歳以上の高齢者のみの世帯

※65歳未満でも、障がいのある方で取付け・取替えが困難な世帯も対象とする。

3. 支援内容

住宅用火災警報器の取付け・取替え作業

※住宅用火災警報器の購入に係る手続き及び販売はいたしません。

※取付けに際しては、建物所有者等の同意及び免責事項に承諾していただける世帯が本支援の対象となります。

4. 住宅用火災警報器の種類

取付け・取替えをする住宅用火災警報器は、電池式の機器（煙式・熱式）です。電気工事を必要とする機器は対象外となります。

※住宅用火災警報器は、事前に申込者が自費で用意してください。

5. 取付け作業日時

平日 午前10時から午後4時まで（年末年始を除く）

※申込後に希望日をお聞きして日程を調整します。

6. 申込み方法

申込書を下記に提出または電話

【提出先】

- ・新見市消防本部
- ・新見市消防署
- ・大佐分署
- ・神郷分署
- ・哲多分署
- ・哲西分署

電話申込み（消防本部 予防課：72-2119）

※電話での受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）